

高橋（稔）委員

それでは、最初に第 7 回線引き見直しの取組について伺ってまいりたいと思います。

本年 4 月に施行された、いわゆる第 2 次一括法で、主として都市計画決定権限が市町に移譲されたわけですが、それらについて何点か伺ってまいりたいと思いますが、政令市との関係で、特にどのように変化してくるのか伺っておきたいと思います。

都市計画課長

政令市につきましては、市街化区域と市街化調整区域の区分をする区域区分、それから首都高速道路、それから高速自動車国道等の国道の決定権限、こういったものが政令市に移譲をされました。その結果、政令市の市域におきまして、県が決定権限を有しておりますのが、この都市計画区域マスタープランの整備に対する保全の更新の決定権限のみとなっております。

高橋（稔）委員

そういう状況の中で、今おっしゃった都市計画区域マスタープランの策定をどうしていくのか、こういったところは気になるわけですが、都市計画決定の権限移譲と、そういった本県のいわゆる権限との、作業上のそごが生まれないようにすることが大事かなと思います。どのような認識でいらっしゃいますか。

都市計画課長

今、基本的基準と称する県の考え方の取りまとめに向けて検討を進めておまして、この基準をおおむね 1 年後に取りまとめをしています。その後、都市計画の素案をつくってもらっていますが、素案をつくる際に政令市を含めまして、市町と入念な調整をしているわけです。調整に当たりましては、各市町、市町村マスタープランと呼びますが、都市計画の基本的な考え方、これを住民との合意形成を経たので既に策定済みでございます。こういったものの中に各市町が将来達成していきたいまちづくりですとか、それから都市基盤整備の計画が盛り込まれております。したがって、線引きの素案をつくるに当たりましては、まず、こういった市町の計画上の内容について実現の可能性はどうかといったようなことも含めてよく伺ってまいります。その上で、県といたしまして、様々な計画が広域的にどういった影響を及ぼしていくのか十分に検討いたしまして、都市計画区域マスタープランにしていきたいと、こういった調整過程を経てつくり上げてまいります。

高橋（稔）委員

さきの委員の質疑でも、そういった意味で市町からの意見聴取、そういったことをしているという答弁がありまして、広域連携については賛同が得られているというような趣旨だったかと思いますが、そういった中で、今のようなスケジュール感ですが、必ずしも開発需要が高くないところもあるのかなと思いますが、それらについてはどういう取組をしていくのでしょうか。

都市計画課長

各市町からいろいろな計画を伺う中で、やはりその人口等がもう既に減少に転じている市町もございまして、そういった市町においては、例えば住宅系の開発については、先が余りないですとか、そういったこともあります。

一方で、横浜市、川崎市等々は今も人口が伸びておりますので、まだまだ住宅も市街地も造っていききたいという御意向はあろうかと思えます。

また、産業系の市街地につきましては、少し様子が変わっておりまして、さがみ縦貫道路ですとか、新東名の供用開始もあります。そういった新たなインターチェンジができますので、インターチェンジ周辺につきましては、産業活性化の用地として適地だと思っておりますので、産業系につきましては、そういった利便性が高まる地域に手厚く整備していく、そういった考え方も必要になってくると思えます。

したがって、人口の動向ですとか、産業の動向を見極めて、様々な地域の特性があらうかと思えますので、そういったものを踏まえた取組を進めてまいりたいと考えております。

高橋（稔）委員

それでは、この東日本大震災の津波災害を踏まえた津波防災対策の強化の検討を受けて、かながわ都市マスタープランの一部を改訂していくというふうにありましたが、もう少し具体的に伺っておきたいと思えます。

都市計画課長

ただいまのかながわ都市マスタープランは、おおむね 20 年後の都市づくりの方向性を示すものとして策定しておりまして、現在の計画は平成 19 年に策定をしたものでございます。この中には既に都市防災に関する考え方も踏み込んでございまして、大規模な自然災害に関して被害を極力減らすという減災という考え方を盛り込んでいるところでございます。

しかしながら、東日本大震災の津波の状況を見まして、県の津波浸水想定においては、浸水区域は大幅に広がるという結果になりましたので、そういった状況を勘案いたしまして、発生する確率が低くとも、一たび発生すると深刻な被害をもたらす津波災害につきましても、今後は十分に検討していく必要があるという認識で都市マスタープランの一部を改訂するという考えに至りました。

具体には、津波浸水が想定される区域に本県の場合の正確な数字は試算してございませんが、何万人もの居住者の方がいらっしゃると存じますので、そういった方々の生命を守って、それから財産への被害をいかに軽減していくかと、

こういった観点から、本県の沿岸部の土地利用をいかにつくりかえていくかと、そういったことを考えています。

その際、これまで本県沿岸部では風致景観ですとか、歴史文化等を踏まえたまちづくりですとか、そういったものを重要視してまいりましたので、そういった観点は、忘れてはならないと思っていますので、こういった観点と、それから津波に強い土地利用という二つの相反する観点もございしますが、こういったものの折り合いをどうやってつけていくかということについて、まだ十分解決策は持っておりませんが、そういった検討を進めてまいりたいと思っております。

高橋（稔）委員

そういう防災といいますか、東日本大震災を受けての土地利用の規制誘導の在り方ということの主眼に置いて、検討されていくのだと思うのですが、一方、かながわランドデザインの中では、災害対策もちろんあるのですが、電力不足、エネルギー対策、それから今我が国で問題になっている放射能汚染の対策、こういったこともランドデザインの柱の中には据えているわけですし、災害対策だけを取り上げて、いわゆるかながわ都市マスタープラン、つまり土地利用や社会資本の整備などに基幹的な計画として位置付けていくというのが、もう少し広げた考え方があっていいのではないかなと思うのですが、それはどういう見解でしょうか。

都市計画課長

ランドデザインで、改定された大きな点が、3点ありまして、今、委員御指摘のとおりでございますが、電力不足への対応、それから放射能への対応、それから津波防災への対応、この三つの観点でランドデザインの改定がされておりますが、私も都市マスタープランで受け取るべき課題といたしましては、電力不足への対応と、それから津波防災への対応と、この二つだというふうに考えまして、電力不足につきましては、既に太陽光発電等も進んでおりますし、かながわ都市マスタープランにおきましても、再生可能エネルギー等を活用した新エネルギーを積極的に活用した都市づくりを進めていくと、低炭素のまちづくりを進めるという考え方は既に取り込んでございます。

したがいまして、この部分については、既存の都市マスタープランでランドデザインの考え方が反映できているというふうに考えました。津波防災につきましては、先ほど御答弁させていただきましたように、これだけの大規模な津波に対しては十分対応できていると判断できませんでしたので、この部分について課題とするという考え方でございます。

高橋（稔）委員

そうは言っても、放射能汚染の対応というのは喫緊の課題ですし、これが進まない限りは福島の再生というのはなかなか難しいという認識に立っているのですが、本県がどういう姿勢で土地利用の在り方を検討していくかというのは非常に重い部分があると思うのですが、これは本県のみならず、やはり我が国

全体で考えていかなければいけないことも確かだと思いますが、やはり現実的な対策、放射能のいわゆる汚染土壌の対応等が進んでいない状況を考えますと、こういうときになかなか難しいとは思いますが、議論の論点としても、やはり知見を結集していくべきではないかなというふうに思うのですが、御見解をお伺いしたい。

都市計画課長

放射能汚染の対応として、除染等がなかなか進まないという状況が福島県等ではあるようでございますが、確かに放射能、ランドデザイン改定の一つの要素にある放射能対策については、取り扱っていかないという方向性でございますが、ただ、御指摘のように、やはりその土壌が汚染されている状況でというのは想定しているような、本県にふさわしい土地利用がどこまでできるかということもございますので、現在、検討会で検討しておりますし、それから市町とも意見交換しておりますが、その中で放射能への対応についても、どういった対応ができるのか、課題の一つとして加えて検討してまいりたいと思います。

高橋（稔）委員

これは是非お願いしたいと思います。結局、土地利用政策とリンクする話でありまして、私は避けられない論点だなというふうに思っておりまして、福島の再生ということを考えますと、これは本当に重要なことではないかなと思っております。是非よろしく御検討をお願いしたいと思います。

そういった中で、新たな集約型都市構造への転換ということが人口減少、少子高齢化ということで必要なのだということだと思いますが、この国の社会資本整備審議会でも様々な議論がされているということで新聞記事にも出ておりましたが、この集約型都市構造への転換に関して、どういう考え方をしているのか確認をさせていただきたいと思います。

都市計画課長

国の社会資本整備審議会の中に、都市計画制度小委員会という組織がございまして、この中で長らく集約型都市構造について議論が進んでおりまして、このたび、去る9月5日に、都市の低炭素化の促進に関する法律、これが制定されましたが、これがその一つの成果ということになっております。この法律では、都市の低炭素化を進めることが、すなわち都市機能の集約化を進めることにつながるという考え方でございまして、自治体だけでなく、都市活動の大半は民間活動でやっておりますので、そういった民間活動も含めて低炭素化が進むということが必要で、そのための適切な施策が必要だというふうに打ち出されてございます。

また、国においては、そういった振興を踏まえまして、補助金等の配分についても、集約化に資するような事業には手厚く配分していくというような考え方を持っております。例えば、郊外の病院や福祉施設などを中心部に移転するような事業者に対して、その建設費を補助したり、それから郊外部か中心

部に転居する住民に家賃を補填するような制度をつくる市町については、そういった施策に対して補助金を出すというようなことも県においては考えているところがございます。そういった財政的な支援等も重点的に実施するという考え方を聞いてもでございますので、そういったものがもしできれば活用してまいりたいということです。

高橋（稔）委員

この集約型都市構造への転換というのを先ほども伺いましたが、県内市町と共有化しているかということも大事かなと思いますが、県内にはこれから区画整理事業なり、生活計画があるか分かりませんが、いろいろまちづくりが始まっていこうとしている中で、この集約型都市構造への転換というのをどれだけ共有できるかということは大変だと思いますが、それについてはどういう見解をされていますでしょうか。

都市計画課長

市町と既に相当意見交換を進めておりまして、集約型都市構造への転換が必要だということは、先ほどの国の考え等を踏まえまして、私どもも期待をしているところがございますが、ただ、やはり率直に申し上げますと、市町はまだまだ、できれば市街地を郊外部に拡大していきたいという意向がございまして、人口減少社会に入っておりますので、そういったことの頭の切り替えも必要だということを私どもから市町にも申し上げまして、引き続きそういった対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

高橋（稔）委員

そういう人口減少の中で、集約型都市構造への転換ということ由市町と共有していくということとともに、先ほどの答弁ですと、市町は広域連携ということも視野に入れながらやっていくことには賛同しているということで、具体的に、今どちらか想定されているところは出てきているんですか。

都市計画課長

広域的に連携していくという方向性を打ち出して市町で調整しておりますが、やはり都市計画の決定権限が、県は限られてくるということを各市町は思っております。やはり県が定める整備、開発及び保全の方針については、県がコントロールできるところだけをやってくださいと、市町は一部の設定権限等がございましたので、自分たちができるところは任せさせていただきたいということを申しております。

したがって、私どもは、いずれは広域的に県がしっかりコントロールして、例えば、郊外部に大規模な住宅地ができますと、どうしてもその影響が隣接の都市計画区域に及びますので、そういったところは県としてもしっかりと見ていく必要があると思うので、例えば、都市計画区域をまたぐような道路の都市計画決定があった場合には、やはりそれは広域的に減歩して、一定の関与をしていく必要があると思っていますので、そういったところに特化していく方

向で調整しておりまして、市町のおおむねの意見といたしましては、そういう県の権限と一体となった広域化であれば、市町としても賛同するという意見が大勢でございます。

高橋（稔）委員

そういう広域連携というところで、かなり影響力のあるようなまちづくりというのは当然県が深く関与して、しっかりリードしてほしいという思いがいたしますが、例えば、それなりに大きな財政力を持ち、大きな力を持っている中核市、政令市等が出てきているわけですし、こういったところのまちづくりについて、都市計画決定が権限移譲されているとはいえども、どういうふうに県が関係していくのかなというところで、具体例を示して伺ってみたいと思いますが、例えば、藤沢村岡、鎌倉深沢地区、このまちづくりについて、どういう連携が図れるかなということが気になるんですが、少し伺っておきたいと思いますが、御承知のように、平成 18 年の武田薬品の研究所建設と、それとともに、J R 東日本の鎌倉総合車両センターの廃止を受けまして、一体開発ということで、これから進もうとしていますが、参考のために、現在の進捗状況を確認しておきたいと思います。

都市計画課長

平成 19 年になります、県の協力の下に、藤沢市、鎌倉市で村岡地区、深沢地区の全体整備構想案、これを策定いたしました。現在、この構想に基づいて、各市町が取組を進めておりまして、さらには湘南地区整備連絡協議会という組織を県、両市に設置されまして、この組織の下に協調対策を見ながら、さらに取組を進めてきております。

具体的には、鎌倉市の深沢地区でございますが、約 33 ヘクタールの区域で、取組が進められておりまして、健康をテーマとするようなまちづくりを進めていくということで、既に地域の合意を図られておりまして、医療福祉系大学を核とする健康生活拠点を目指すと、そういう方向性で既に、平成 22 年 9 月に市民合意がされております。現在、鎌倉市では、早ければ年度内に土地区画整理事業等の都市計画決定を行いたいというふうにしてございまして、都市計画決定に向けた地元調整を進めている段階でございます。

藤沢市の村岡地区でございますが、約 10 ヘクタールの区域において、隣接しております、委員御指摘の武田薬品工業湘南研究所がございまして、合わせて、その他にも薬品会社の研究機関等がございまして、こういった機関との連携を視野に入れまして、研究開発施設を中心とするような土地利用をするということで、既に地域の合意形成を図られています。こちらにつきましては、平成 24 年 3 月に村岡地区整備計画案というものが制定されております。

現状でございますが、藤沢市は都市計画決定については少し先でございまして、2 年から 3 年程度の間で都市計画の手続に入っていくというスケジュールを描いてございます。

高橋（稔）委員

集約型都市構造というのと少し違うのかなという思いもいたしますが、また、広域連携という視点でも少し違うのかなと思いますが、ただ、2市が新駅をにらんで一体的なまちづくりを行っていくという意味では、線引き見直しの今後の方向性で言われているところのまちづくり、こういったことと全く無関係ではないのだろうと思います。さっきおっしゃっていた鉄道新駅を中心にしたまちづくりということになってきますと、こういったところでの新駅の誕生とか、そういうことが非常に重要な核となっていくでしょうし、そういうことを思いながら少し伺ってみたいと思うのですが、鎌倉市では、この8月に資料を出しまして、住民説明会も既に始まっていると伺っておりますが、今ありましたコンセプトで説明がなされているようですが、この両市のまちづくりにおいて、本県の役割を再度確認しておきたいと思っております。

都市計画課長

2市にまたがる広域性がございますので、このまちづくりに平成19年から県が関与してございますが、具体的に、どんな取組を行っているかと申しますと、例えば、鉄道新駅をはじめとして、周辺道路、それから駅前広場等、様々な交通インフラがございますので、こういった交通インフラの施設の配置ですとか規模、こういったものはどうなるのか、そういった両市の検討に県も加わっていきます。

それから、深沢地区と村岡地区、両地区を結ぶ根幹となる道路を真ん中に通そうという計画がございまして、その道路の幅員ですとか、あるいはその道路の位置はどうか、こういった検討につきまして、両市とともに県としても調整を進めているというような状況でございます。

高橋（稔）委員

その両市を結ぶアクセス道路、この存在が極めて重いわけですし、それが新駅のところの何といいますか、深沢地区におけるアクセス道路になってくるといことも鑑みますと、非常に面積的に広い、約33ヘクタールのいわゆる深沢地区の今後の重要性、そういったところが一層重みをなしてくるかなというふうに思うんですが、このJR東海道線の新駅は、このまちづくりにおいて必要不可欠でないかなと認識をしておりますが、様々な課題があると思っております。先ほど集約型都市構造ということでも、頂いた資料の中でも確かにそういう新駅等を中心にする鉄道駅周辺における高度利用、複合利用とまちなか居住の促進ですとか、いろいろ中心市街地の機能集積ということでもうたわれておりますが、ここで新駅設置に関して、県としてどういうふうに取り組んでいくのか確認をしておきたいと思っております。

交通企画課長

これまで村岡地区、深沢地区の施設については、神奈川県そして県内全市町村などで組織いたします神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じまして設置の要望をしましてまいりました。JR東日本からは、今後両市のまちづくり構想の具

体化、それと地元の連携、そして需要等を見極めた上で、新駅設置について検討していきたいというお答えをいただきました。さらには、横浜市で東海道、しかしながら、東海道本線という大動脈の輸送に与える影響は相当大きいものがありますといったような、少し厳しめの御回答をいただいているところです。

しかしながら、ただいま都市計画課長の方からも御答弁しましたとおり、両地区が一体となって新駅を含む新たなまちづくりといったものが着実に進められてきております。こうしたまちづくりの進捗を踏まえまして、県といたしましては、藤沢市、鎌倉市、両市とともに足並みをそろえまして、要望活動と新駅に向けた取組について進めてまいりたいというふうに考えています。

高橋（稔）委員

是非県としても主体的に取り組んでいただきたいことを強く要望しておきたいと思いますが、やっぱり財源ということですね、請願駅になってくるでしょうから、やっぱり地元負担、これは藤沢市、鎌倉市、県というスキームで行くのか、どういうふうに考えているのか確認をさせていただきたいと思いますが、今後のスケジュールの中で、やはり財政的な裏付け、新計画はどうしていくのかということになりますと、国庫補助金等の、そういったものの活用とか当然スキームの中に置いていかざるを得ないと思いますが、それらを合わせて資金計画についてどういうふうに考えておられるのか確認をさせていただきたいと思います。

交通企画課長

ただいまのお話の新駅の設置の部分で、確かに請願駅ということになりますので、請願する地元の負担というのが通常でございます。

また、現在、まちづくりで進められていく段階で、鎌倉市、藤沢市ともに、そこまでの調整というものはしておりませんので、今後、進捗状況に応じて検討、御協議をさせていただければというふうに思っております。

高橋（稔）委員

ですから、先ほどから申し上げているように、集約型都市構造への転換という、この考え方の中に、いわゆる都市づくりの考え方の中に、いわゆる鉄道駅を中心にしたまちづくりというコンセプトをきっちりうたわれているので、県としてもしっかりとかながわ都市マスタープラン、地域別計画とか、そういったところでもしっかりと対応していかなければならなくなってくるわけでしょうから、是非御努力いただいて、藤沢市、鎌倉市、県と協調して、その辺のスケジュール立てをしながら取り組んでいただくことを要望しておきたいと思います。

あわせて、集約型都市構造への転換は、先ほども課長から答弁ありましたが、民間活力という視点も大事だと思いますので、この民間資金をどう投入していくか、知恵と資金をどう投入していくかという角度が大事だと思いますので、この辺の民間への発信、また、どういうふうに具体的に発信しながら民間の資金力、知恵を呼び込んでいく考えなのか、その辺についても確認をさせていただ

きます。

都市計画課長

集約型を構築していく上で民間資金をいかに集めて活用していくかということが重要な視点でございます。見直しの基本的基準をこれから策定してまいります。基本的基準は、これまではどうしても市町に対する県の考え方を示すという色彩が強かったのですが、委員御指摘のように、民間向けにしっかりと情報発信していくということが必要だと思っておりますので、これからつくる第7回線引き見直しの基本的基準につきましては、それを民間事業者が見て集約型のまちづくりをしていただけるような、少し書きぶりも工夫して策定してまいりたいというふうに思います。

それから、つくった暁には、いわゆる周知も必要でございますので、今後ホームページ等々での周知はもちろん、県のたより等の広報媒体を活用して周知してまいりたいと考えております。

高橋（稔）委員

この村岡地区、深沢地区は、もう御承知のように、相模原市の橋本地区、藤沢市の辻堂地区に続く、本県におけるまちづくりのポテンシャルを持っているところだと思いますので、是非努力していただくことを強く要望しておきたいと思っております。

続きまして、緊急財政対策におけます公共建築工事の積算方式の見直しについて伺っておきたいと思っておりますが、まず、この公共建築工事が取り上げられまして、なおかつ積算方式の見直しということで、緊急財政対策の中で取り上げられたわけですが、この経緯について確認をさせていただきたいと思っております。

県土整備局経理課長

建築工事につきましては、多くが民間企業で実施しているものでございまして、公共建築工事と異なる様々な施工を実施することによることをしておりますので、それをすることによりまして、公共建築工事の積算金額と比較して、より安い価格となっているというような形でございます。また、設計につきましては、調査、基本実施といったような段階的な形で進められて実施しているということでございますので、公共建築工事の交付金の長期化するといったような課題がございます。こうしたことから、少しでも県財政の負担を少なくするというようなことの中で、建築工事の積算金額の低減を図るということと、スピードアップ化によりまして県民の皆様への早期の施設の提供といったことを目的に民間建築工事の積算手法ですとか、あるいはより民間の活力が活用できる手法、発注手法の見直しを図っていくということになったわけでございます。

高橋（稔）委員

この緊急財政対策の中に書かれている市場単価の拡大というのは具体的にどういうことを意味していらっしゃるのでしょうか。

技術管理課長

私どもが、工事を積算するに当たりましては、公共工事の積算基準に基づきまして、それらと単価を掛け合わせました各施工の標準単価というのを持っておりますが、これが約4万7,000円でございます。これは通常我々が様々な調査に基づいてつくった歩掛や、基準に基づいて出したものでございますが、先ほど経理課長から答弁がありましたように、建築におきましては、民間の工事が様々な分野で並行してやっている部分がございます。これらの実際に民間の工事の取引というものを物価調査をしている会社がございます、その会社が出しているような刊行物にこういったものを掲載されて、民間の工事で使われているこういった価格を市場単価というふうに呼んでおりますが、私どもこういったものに少しでも移行していくということを実際に取り組としてやっております。公共建築工事積算研究会というのがございます、国をはじめ様々な公共工事の発注機関がこういった研究会をつくりまして、より効率的な積算をするための手法を検討しておりますが、ここでこういった提言を受けながら徐々に標準価格から市場価格へ移行させるという作業をやっております。

私どもの方で今回申し上げました市場価格の拡大とは、こういった通常の動きに、我々の中で工夫をして、少しでもこの市場価格に対応できるものを増やしていこうといった取組を検討したいといったようなものでございます。

高橋（稔）委員

現状で、この単価を、いわゆる積算単価を公表しているということなのですが、公表することによって競争性が薄れるかなという気もするわけですが、この公表するメリットとデメリットというのをもう1回確認させていただきます。

技術管理課長

平成18年度から採用になりました入札契約制度のかながわ方式というもののの中では、入札における透明性と公平性を確保するために、積算基準ですとか、資材や労務などの単価、これを全て公表することといたしました。入札価格というのは、本来入札に参加する建設会社が各社の独自の方法で施工に必要な価格を見積もり、そして、入札に参加するというものでございますが、その際の参考として、発注者がどのような単価、労力を見込んでいるかということ参照することによって、正しい理解の下に見積もることができると、こういったメリットがあるというふうに考えております。

しかし、一方で、各社の積算能力、ノウハウが高まってまいりまして、発注者の設計価格をかなり正確に積算できるようになってきたために、同額による入札が増えておりまして、くじ引きによって、この落札者を決めるという案件が増えているといったことも事実でございます。このことに関しましては、他の自治体でも同様の課題となっております、今後、関係業界の意見等も参考にしながら対応を検討してまいりたいと思っております。

なお、これはメリットと言えるかどうか分かりませんが、今回の緊急財政対策の見直しにおいて、建築工事における情報の見える化を進めるということが盛り込まれておりますが、全ての単価を公表しているということが積算に当た

って市場の流通価格を逸脱していない適正な価格を採用しているということを常に県民に示しているということで、これも見える化の取組の中につながっていくものではないかなというふうに考えております。

高橋（稔）委員

今お答えいただいた中に、同額によるくじ引きという答弁があったんですが、過日、この条件付一般競争入札等の実施状況という資料を頂きましたが、この中で平均落札率の状況というのが示されていましたが、いわゆる工事のところを少し絞って伺っておきたいと思います。参考までに、平成23年度の土木で、1,018件ですが、これのくじ引き状況はどうなっているんですか。

県土整備局経理課長

平成22年度は1,107件中260件がくじ引きでございまして、平成23年度は1,018件中388件がくじ引きです。

高橋（稔）委員

分かりました。約4割がくじ引きということですね。

もう一つ、先ほど他の委員の質疑の中でも最低制限価格割合、いわゆる失格の件数のことをたしか20%近くが失格だというふうにおっしゃっていましたが、入札不成立件数の平成23年度の不調10件とありますよね。このうち失格は何件ですか。

県土整備局経理課長

10件中6件が失格でございます。

高橋（稔）委員

6件ということは6割ですね、60%ですね。

先ほどの質疑の中で、約20%という答弁をしていたと記憶しているんですが、もう少し掘り下げていくと、ウエイトが高いかなという認識をしたわけですが、こういう状況下の中で、先ほど単価公表のいわゆるデメリットという部分で答弁いただいた背景が今見えたわけですが、このような状況の中で、今度発注方式を変えて、いわゆる発注方法の見直しで設計施工一括発注方式ということで、これも少し調べてみたら、平成13年3月に、国の委員会で、東大の國島先生中心の委員会報告が出ているんですよね、平成13年3月ということで。10年前の報告書に基づいてのものが今ここでまた新たに浮上しているということですね、そういうことを言うと言い過ぎなのかもしれませんが、そういうことで、設計施工一括発注方式というのは、簡単に言ってしまうと、今まで分離分割発注してきた設計と工事を併せて発注しますよと、読んで字のごとくですね、そういうことだと思うのですが、それでは、この方式のメリットとデメリットについて確認させていただきたいと思います。

営繕計画課長

一般的には設計と施工を一元化することにより、施工者の技術的ノウハウを反映した現場条件に適した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となることや、設計段階から施工の準備が可能になるなど、仮設費用などのコスト削減や工期短縮につながると言われております。

一方、工事規模は小さいと入札に参加するには二つの技術提案に要する費用が大きくなり、入札参加者にとって過度な負担になるということも言われておりました。

高橋（稔）委員

この國島先生の報告書を読んでも、平成 13 年 3 月ベースで、従来の分離分割発注、分離分割が原則であったのに、一石を投じたという形でこういう設計施工一括発注方式というのがクローズアップされていることが見て取れるわけですが、なぜ今まで本県ではこういう方式を採用しなかったのか、併せて伺っておきたいとともに、他の委員の質問でも、たしか県内では川崎市、埼玉県という答弁があったと思いますが、その他に把握していらっしゃるでしょうか伺っておきたいと思います。

営繕計画課長

神奈川県では、今御指摘のとおり、建築工事の発注実績はございませんが、まず、企業庁において、建築工事ではありませんが、太陽光発電の設置工事で採用した事例がございます。

また、県内の市町では、先般の川崎市という話もありましたが、藤沢市でも事例がございます。

他県の状況でございますが、先日は埼玉県というお話をさせていただきましたが、埼玉県以外には今のところ京都府、大阪府、兵庫県での事例があると聞いております。

高橋（稔）委員

そういう状況の中で、先ほどメリット・デメリットについて確認させていただきましたが、平成 13 年当時も既に潜在的な利点というのと、潜在的な難点ということで、この報告に、挙がっているんですが、先ほど余り広げないでお答えいただいたのですが、もう少し丁寧にメリット・デメリットを議論しておく必要があるかなと思います。例えば、予定価格の算定の仕方には、どういうふうな影響が及んでくるのでしょうか。

それから、技術提案された場合の審査、そういったことについてはどういうふうなことが考えられるのか伺っておきたいと思います。

技術管理課長

今の御質問と、それから、今まで何で取り組んでこなかったのかという、先ほどそういう御質問がございましたので、そこを併せてお答えさせていただきます。

実は、この平成 13 年に報告があったという話がございましたが、私どもが取り組んでいるコスト縮減対策というものの中にも、そういった新たな発注方式への取組ということで、こういったものの取組を推進するということが既に書かれております。

ただ、先ほどのメリット・デメリットということで営繕計画課長からも答弁がございましたが、実際にもう少し掘り下げていく中で、例えば、発注するときに、その後、起こり得ることのリスクをどう分担するのかとか、それから、実際にこうやって発注した後に、設計と施工が一括で行われますので、その後の品質管理、我々は工事が始まりますと現場管理を行います、それをどのようにやるのかとかいった問題がございました。国の方で既にこの取組は始めておりますが、事例が今幾つか出てきてはいるのですが、実際に取り組んでいる事例がまだ増えてきていない中で、私どももこういう新しい発注方式というのは、いろいろと勉強はしているんですが、具体的にこういったもののやり方というのがまだ深めていないと、事例を見ながら研究しているという状況でございます。

したがいまして、今御質問がありましたような実際に発注するに当たりましての金額の出し方であったりとか、それから、それを具体的に相手方を研究するための技術提案を受けたときに評価の仕方ですが、まだまだ我々としては勉強しきれなくて、これからこういったものを勉強していかなければいけないというふうに思っているところでございます。

高橋（稔）委員

メリット・デメリットを答えていただいたのですが、正に今、前渡金の問題ですとか、この前渡金、どこの段階でどうしていくんだらうとか、また、例えば、国の報告書を読みますと、毎月払いとか、それから出来高払いとか、いろいろ、平成 13 年の段階で示されているんです。素人ながら読むだけでも、今の本県の制度と照らし合わせると、真逆とは言いませんが、かなり影響が大きいと言いますか、これは関係方面にかなり調整しないと混乱を来しかねないというふうに思います。ましてや 11 年前に提言されているもので、メリット・デメリットなんていうのは、これはもう、こんなに厚く出ているわけですから、ここへ来て、この制度を新たに勉強していくということについて、緊急財政対策で指摘されて、金科玉条のようにこういうすばらしいのがあると言われたときに、皆さん本当に、すばらしいものに出会ったというふうに、感動的に対応していくということになるのかどうか、感想を伺っておきたいと思っております。

環境共生都市部長

委員のおっしゃるとおりでして、平成 13 年に既にこういう方式が提案されている。ただ、先ほど私どもが御答弁しましたように、入札制度というものは、やはり日々新たなものを、企業の健全育成の観点から、少しでもより良いものにつくり替えていくものでありますので、いろいろな相手方の中では、スーパーエコネコンに対する入札の仕方もあるでしょうし、その動きの対象とした工事の実施方法もあるでしょうし、そういう効果があるでしょうし、いろいろな可

能性は探っていきたいと思っておりますので、そういう中で、やはり大きな民間の建築物の取引においては、こういうことも実際にやられていることも事実でありますので、そういう方式についても、改めて研究してみようという意識もございまして、何が何でもこの全ての工事に適用していこうというわけではございません。当然通常の中小の企業が入ってきたときには、やはりきちんとした動きを出していただく、そういうことも必要ですので、入札方式の一方式として、どの分野でこういうことをやっていったら一番良いのかも含めて、これから検討していきたいと思っております。

高橋（稔）委員

この平成 13 年の國島先生を中心にする委員会が清水建設とか大手ゼネコンの方々が入ってやっていると側聞していますので、今おっしゃるように、なかなかこの中小企業に軸足を置いた物の見方になっていないのかなと、私はそんなふうにするのですが、それでは、どこの工事を対象にしていくのかということになると思うのですが、例えば、新技術導入型ですと。例えば、NETISに登録されているようなものもきちんと背景に考えていきますよとか、例えば、WTO案件ですよとか、そういう何かしっかりしたメルクマールがないと、今部長がそういう考え方なんですよと言っても、なかなか響かないと思うんですが、この辺のいわゆるどういう工事を対象にしていくのか、これはどういう御見解ですか。

環境共生都市部長

今、委員おっしゃったように、新たな技術提案を受ける特殊な工事、また、相当大規模なWTO工事、そういったものをやはり私どもはターゲットとしております。

高橋（稔）委員

そういう、ある程度絞っていくということなんだろうと思いますが、是非中小企業といいますか、県内企業への影響もしっかり他の委員の質疑でも出ていましたが、これを念頭に置きながら取り組んでいくべきではないかなと思えますが、工事費の業者見積もり公募方式、総合評価方式、プロポーザル方式、そういう発注方式もあるわけですが、これらと組み合わせる手法というのはどういうふうに具体的にされていって、その効果はどういうふうに期待できるのか、併せて伺っておきたいと思えます。

技術管理課長

見積もり公募方式は、余り聞いたことのない方法と思われまますので、簡単に御説明いたしますが、これは実際に発注者が工事費の概算額を民間企業から公募するという方式でございまして。先ほどの委員からの質問にも若干かかるかもしれませんが、どういう形で積算額を出すのか、設計施工一括でやるような場合に、我々が見積もれないようなものを実際に受注する側に見積もらせるという、そういうことも想定できるものとも思われます。

それから、総合評価方式というのは、既に御案内かと思いますが、価格競争だけではなくて、技術提案、その他、民間企業の持っている施工実績等の技術力、こういったものを総合的に評価して相手先を決める、契約相手先を決める方法でございます。

同様に、プロポーザル方式というのは、価格競争になじまないような案件におきまして、やはり技術力の高いところを選定していくという方法でございます。

その中で、これらを組み合わせる方法といたしましては、設計施工それぞれが民間の技術を活用するための予定価格の設定であったりだとか、それから受注者の選定といったように、発注プロセスでそれぞれの段階で適用されるものでありますので、それぞれの特性を生かせるような適切な組合せを検討する必要がありますというふうに思っています。

例えば、その設計施工一括発注は民間企業の技術を設計に生かして、経済的な工事や工期の短縮を実現するための方法ということで考えておりますが、これを実際に発注するに当たって、どこに任せるかといったようなことをやるときに、総合評価方式のように、価格競争だけではなくて、優れた技術力との両面から評価して、若しくは同様な工事における実績などを評価しながら企業を選定することができるということで、これらを組み合わせることによりまして、お互いの特性を生かし、それぞれの方式の特性を生かしまして、民間の活力をより一層開くことが期待できるというふうに考えております。

高橋（稔）委員

今、答弁でもおっしゃった見積りの妥当性の確認をどうするのかという思いで伺っていたんですが、やっぱり見積りの妥当性の確認、そして、いわゆる官積算単価への置き換えということになると、また負担も伴ってきますし、どうするのかということもありますし、そういうことを考えると、予定価格にはある程度の設計もしておかないとなかなか難しいでしょうし、組み合わせると言っても、なかなか労力がかかる話だなというふうな感を強く受けるのですが、どういう御見解ですか。

技術管理課長

委員御指摘のとおり、様々な課題があるというふうに認識しております。

高橋（稔）委員

少し確認ですが、設計施工一括発注方式というのは、随意契約はあり得るんですか。

技術管理課長

今のかながわ方式の中で、随意契約というのは基本的にやらないということにはなっておりますが、それとは別に、先ほど申し上げましたプロポーザル方式というのがございますが、プロポーザル方式というのは、実際その技術提案というものを立てまして、この技術提案のよしあしであったりとか、その企業

の持つ様々な実績だとか、そういったもので評価をして、その技術、その評価点によって相手先を決める、そういうやり方でございます。この場合には、相手先と随意契約をすることになります。

高橋（稔）委員

したがって、設計施工一括発注方式の場合も、プロポーザル方式を使えば実績的には随意契約になるのかということですよ。それはそれとして、これらの取組は具体的にどういう手順で、いわゆる組み合わせていく手法ですとか、どういう手順で具体的に進めていくお考えなんですか。

県土整備局経理課長

委員のお話のとおり、かながわ方式の前提といったようなものを崩さないという中で我々は検討していかなければならないというふうに考えています。今後、先ほど言いました設計、積算価格の見直しですとか、新たな発注方式などにつきましては、早急に検討するとともに、お話のありましたとおり、関係団体には更にこれはいろいろの意味で知りたい、あるいは情報交換をしなければならぬと、そういったものを積んでいかなければならないというふうに考えております。結果だけをお話しするということで御意見を聞くという形でなくて、検討する中で、段階、段階でもいろいろと状況をお話しさせていただきながら丁寧な形で今後積み重ねた上で検討していきたいというふうに考えております。

そうしたことによりまして、例えば仮にですが、平成 25 年度の工事などでも対応ができるのかどうかも含めて今後考えていきたいというふうに考えております。

高橋（稔）委員

先ほど答弁の中で、対象工事ということで伺いましたが、そうしたものについても、もう少し関係方面の検討も当然踏まえていただくことも強く要望しながら、質問はこれで終わります。